

経営者・部門責任者向けセミナーのご案内

受講料
無料

新型コロナウイルス感染症との共生を見据えた 企業労務対応について 在宅勤務・休業手当・解雇の実務

▶在宅勤務の諸問題

- ・テレワーク等導入の手順と諸規程の整備
- ・在宅勤務時代の労務管理

▶解雇の諸問題

- ・危機時の退職勧奨、解雇に関する留意点、必要な労使の話し合い

▶休業手当の要否と対応

- ・休業要請、感染症予防等のための休業と休業手当の要否

▶想定外の働き方改革

- ・当初想定された働き方改革と、未知の感染症対策として求められた働き方改革の内容、そして共生のための改革とは

弊所では、企業経営者様、部門担当者様に、問題社員対応、ハラスメント等の労務分野を初めとする企業法務に関する幅広いテーマのセミナーを定期開催しています。今回のセミナーでは、新型コロナウイルス感染症との共生を見据えた企業労務対応について、弊所に多くご相談いただく内容を中心に、お伝えさせていただきます。

講師紹介



弁護士 谷川 安徳

■経歴

平成11年3月
立命館大学大学院法学研究科博士
前期課程修了
司法修習:54期
平成13年10月弁護士登録
(大阪弁護士会)

■役職等

民事調停官
(大阪地方裁判所H22.10~H24.9)
甲南大学法科大学院特別講師
(H16.4~H21.3)等



弁護士 徳田 聖也

■経歴

平成18年3月
同志社大学文学部卒業
平成21年3月
立命館大学法科大学院修了
司法修習:新63期
平成22年12月弁護士登録
(大阪弁護士会)

■講演歴

介護事業所向けセミナー
「必ず役に立つ相続・後見セミナー」
融資を受けやすい事業計画書
作成セミナー

日時

【オンライン開催】

2020年 7月15日(水) 15:00~16:30

【三甲大阪本町ビル3階会議室】

2020年 9月 3日(木) 15:00~17:00



事務所ホームページからも
お申し込み案内しております。

会場

三甲大阪本町ビル3階会議室

〒541-0053 大阪市中央区本町2丁目3番8号



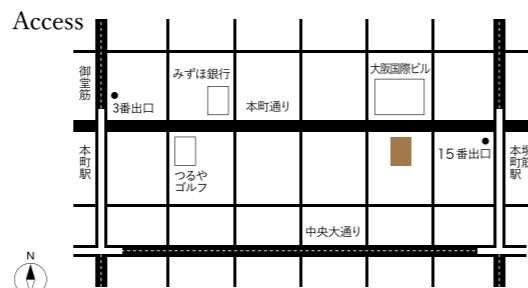
※申し込み書類は別送させていただきますが、お電話でもお申し込みをお受け致しますので、ご連絡頂ければ幸いです。

発行

グロース法律事務所

弁護士 谷川 安徳
弁護士 徳田 聖也

〒541-0053
大阪市中央区本町2丁目3番8号 三甲大阪本町ビル10階
TEL 06-4708-6202 FAX 06-4708-6203



時代を切り開くすべての経営者のために

News Letter

グロース法律事務所 ニュースレター

2020年
6月号

6月号コラム

新型コロナウイルス感染症の出口戦略

～見直しておくべき企業間取引契約書の3ポイント～

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大の影響、緊急事態宣言、自粛要請等に伴って、企業間取引においては、これまでの想定から漏れていた問題も発生し、契約書においても、実務上、これまであまり問題とならなかった結果、十分に議論されてこなかった問題も顕在化してきました。

また、2020年4月1日には改正民法が施行され、原則として、同年4月1日以降の契約については、改正民法が適用される一方、それより前の契約に関しては、改正前民法が適用されるという関係にあるため、今般の新型コロナウイルスの影響を受けての企業間取引については、特に契約書の取り交わしが無い場合、民法のどの規定が適用されるのかという問題にも目を向ける必要が出ています。

本ニュースレターでは、問い合わせが多くありました3つの事例、ご相談内容に絞り、弊所の見解をお示したいと思います。



弁護士 谷川 安徳



問い合わせ事例

今般の事態を受け、概要以下のような問い合わせ事例が生まれました。

事例①

原材料、資材等が調達できず、その結果、約束していた納品が出来なくなりました。契約書に不可抗力の場合は、責任を負わないと書いてあるが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、仕入れ先が事業をストップし、仕入れ出来なかった結果、納品が出来ないようなケースも、責任(損害賠償責任)を免れるのか。

事例②

事例①のようなケースで今後疑問が残らないように、契約書には不可抗力について、どのような文言にしておくのが良いか。

事例③

約束していた請負業務は完了した、あるいは約束していた物品についていつでも納品できる状態にあるが、契約先が今は受領できる状態にないので、納品を待つ欲しいといっている、約束していた代金の支払いは請求できるか、保管料はもらえるのか

解説

■ 事例①について

納期どおりに納品出来ない場合(遅れて納品は可能)は、「履行遅滞」という債務不履行の状態となります。

この場合、貴社の責めに帰すべき事由がある場合には、損害賠償責任はあるといわざるを得ません。

問題は、貴社の責め帰すべき事由があるかどうか、ですが、まず貴社が取引先と契約書の取り交わしをしているケースを想定します。

この場合、大抵の契約書では、「不可抗力」による納期遅延については、債務者(この場合貴社)は責任(損害賠償責任)を負わないと規定しています。もともと、「不可抗力」に、新型コロナウイルスの影響による仕入の遅延、不可等が含まれるかは「不可抗力」の理解の仕方、あるいは契約書の書き方次第となります。

契約書の記載からも不可抗力に該当すると判断されるケースでは、貴社はお問い合わせのケースでは損害賠償責任を負わないということになります。

契約書の取り交わしが無いケースでは、お問い合わせの原材料等の仕入が滞った場合に製造が遅滞することが常日頃明らかな状況なのであれば、仕入れ先の依存度等も平時に検討しておくべきとの見解も生じてきますので、損害賠償責任を負う可能性はあります。

■ 事例②について

「不可抗力」とは何かについては、実は民法上特に定義規定がありません(古く歴史的にはローマ法に由来するもので、学説上の解釈には影響していますが、この点は割愛します)。

一般には、責めに帰すべからざる事由と同じ意味と考えられており、次のような分類が可能です。

ア 債務者にとって支配不可能な債権者側の事由

債権者による履行の妨害や、債務者が義務を履行するために、債権者が先に履行しておくべき義務を債権者が履行しなかったような場合もこれに当たると考えられます。

イ 債務者の支配下でない第三者側の事由

法令の施行や、予測不可能なストライキ、戦争や内乱の発生などがこれに当たります。

ウ 債務者の支配不可能な自然力に関する事由

風雨災害、震災などがこれに当たると考えられます。

パンデミックを引き起こした未知のウイルスによる感染症もこれに該当すると考えられますが、このあたりがまさに解釈の余地を残すところとなっているのです。



また、これら不可抗力に関する事由は、もっぱらそれらの事由によることが求められると考えるべきです(そうでない場合には過失相殺の問題として処理されることがあります)。

そうすると、仕入がストップした影響によって、自社には操業上問題はないが、製造ラインがストップし、納品が出来ないというような例では、もっぱら債務者の支配下でない第三者側の事由とも、自然力に関する事由とも言えず、特に契約書に定めがない場合には、不可抗力に当たらないケースが多い(よって損害賠償責任を負うリスクがある)のではないかと考えられます。よって、契約書のチェック・見直しが必要です。

例えば、

「天変地変、戦争、暴動、内乱、ストライキその他の労働争議等の不可抗力により契約当事者が本契約に基づく義務を履行出来ない場合、当該契約当事者は、本契約に基づく何らの責任を負わないものとする」

といった契約書の例では、感染症が不可抗力に含まれるかは明らかではありません。また、仕入れ先の事業がストップし、その結果、仕入れが不可となったようなケースが含まれるかも明らかではありません。

そこで、少なくとも、感染症に関しては、それが不可抗力に含まれることを明らかにするために、例示の中に記載しておくことは必要です(義務を履行する債務者側の立場の場合)。

また、仮に商品の仕入・調達に支障が生じた場合も「不可抗力」として定義しておくのであれば、「自然災害、感染症の発生(これらに起因した調達不能等により義務が履行出来ない場合も含む)」とするなど、文言は明確にしておく必要があります。

とはいえ、「感染症」とはどのレベルのものであるのか、どこまでが感染症の影響での調達不能であるのか、など、やはりケースバイケースの判断は必要で、また、広く書けば書くほど「不可抗力」の内容も曖昧となりがちです。その場合、かえっ

て、裁判で争われた場合には、裁判所の判断として、不可抗力を狭く解釈される可能性もありますので、契約書の見直しにあたっては、自社の業態、取引内容を踏まえ、しっかりと打合せていただければと思います。

■ 事例③について

一般に、債権者(本件事例では商品を受け取る側)の「受領遅滞」と言われる問題です。

具体的には、帰責事由ある債権者には引取義務があるのか、損害賠償請求出来るのか、契約解除出来るのか、といった問題が実際の訴訟でも争われてきました。

判例上は、引取義務や損害賠償請求まで認めるケースは極めて例外的です。

改正民法でも、契約の解除や損害賠償請求については特に規定が設けられませんでしたので、契約書に債権者の受領遅滞についての規定が特になければ、契約の解除や、損害賠償請求までは原則認められないものと考えられます(先方が代金の支払いまで怠りこれを原因とする場合は別です)。

もともと、改正民法においては、受領遅滞に関して一部条文が追加され、債権者が受領を拒んだ場合に、保管にあたっての注意義務を軽減する規定や、保管費用の負担についての規定が新設されました。

改正民法を前提とした場合、保管に要する費用の限度では、お問い合わせの事例でも、債権者の受領遅滞(拒絶)を理由として請求することは可能と判断されるケースがあります。

今後を見据えた場合には、債権者(商品を受け取る側)が受領を拒んでいる場合、引取義務、損害賠償義務の範囲、契約解除、に関して見直しをしておくことが望ましいと言えます。

最後に

新型コロナウイルス感染症に関しては、共生を前提として、その出口戦略を見据える必要があります。

労務分野に関しても、在宅勤務の実施等に関し、様々な課題が浮き彫りとなりました。

弊所では、今後もセミナー、ニュースレター、メールマガジン、ホームページ等で随時情報発信して参りますので、ご参加、ご購読等いただければ幸いです。

以上